

令和7年度（2025）版

利用のしおり



与論町児童発達支援センター

ほのぼの



目次

1	年間計画	-----	1
2	児童発達支援の日課表	-----	1
3	放課後等デイサービスの日課表	-----	2
4	入所時や年度更新時にそろえる物	-----	2
5	「お知らせ」と「お願い」	-----	3~4
6	感染症にかかった場合の登所停止期間等	-----	5
7	サービス利用までの流れ	-----	6
8	施設平面図	-----	7
9	令和7年度 避難訓練年間計画表	-----	8



1 年間計画

児童発達支援

- ・ 親子通園（年8回程度：親子活動）
- ・ 懇談会（年2回程度）
- ・ 面談（随時、個別支援計画更新時（年2回））

放課後等デイサービス

- ・ 懇談会（年2回程度）
- ・ 面談（随時、個別支援計画更新時（年2回））

全 体

- ・ 環境整備（保護者、職員） 年1回
- ・ 防災引き渡し訓練 年1回

2 児童発達支援の日課表

時 間	一日の流れ（火～金曜日）	
9:30	順次登所 ◇ 所持品の始末 ◇ 自由遊び（室内 屋外） ◇ トイレ・手洗い・水分補給 朝の会 ◇ うた（季節の歌・わらべうた・手遊び歌） ◇ あいさつ ◇ 読み聞かせ	
10:10	課題あそび ◇ 感覚素材遊び ◇ 運動遊び ◇ お絵かき ◇ 制作 他	
11:15	給食準備	
11:30	給食 ◇ 片付け ◇ 歯磨き ◇ 着替え ◇ 降所準備	
12:20	帰りの会 ◇ 読み聞かせ ◇ あいさつ	
12:30	降所	

3 放課後等デイサービスの日課表

時間	一日の流れ (火～金曜日)	時間	一日の流れ (特別校時)	時間	一日の流れ (土曜日、長期休業日)
					
14:00	下校、順次登所 所持品の始末 着替え ・宿題 ・好きな遊び	11:30	下校、順次登所 所持品の始末 着替え	9:30	順次登所 所持品の始末 朝の会 課題遊び・好きな遊び ◇ 運動遊び ◇ 絵画制作 ◇ 地域活動 ◇ クッキング 他
15:30	おやつ	12:00	給食	12:00	給食
	課題遊び・好きな遊び ◇ 感覚素材遊び ◇ 運動遊び ◇ 絵画制作 他	12:30	・宿題 ・好きな遊び	12:30	・宿題 ・好きな遊び
17:15	帰りの会	15:30	おやつ 掃除	15:00	おやつ 掃除
17:30	降所	16:15	課題遊び・好きな遊び ◇ 感覚素材遊び ◇ 運動遊び ◇ 絵画等制作 他	15:45	帰りの会
		17:15	帰りの会	16:00	降所 
		17:30	降所		

4 入所時や年度更新時にそろえる物

■児童発達支援クラス

期間	品名	数量	品名	数量
毎日	着替え	3セット	手拭きタオル(ひも付き)	1枚
	汚した服入れ	ビニール製の袋 1枚	体拭きタオル	1枚
	口拭きタオル(小)	1枚	歯ブラシ、コップ	1セット
(年度 適宜始 め)	ティッシュペーパー	1箱	汚れてもいい服セット(服・スポン・下着)	1式
	雑巾	1枚		
	台拭き	1枚		

■放課後等デイサービスクラス

期間	品名	数量	品名	数量
毎日	着替え	1～2セット	歯ブラシ・コップ	1セット
	汚した服入れ(毎日入れる)	ビニール製の袋 1枚		
	手拭きタオル	1枚		
(年度 適宜始 め)	ビニール袋	1枚	汚れてもいい服セット(服・スポン・下着)	1式
	雑巾	1枚		
	台拭き	1枚		

5 「お知らせ」と「お願い」

(1) 連絡

- ◇ お便り帳を準備していますので、ほのぼのとの連絡にご利用ください。
- ◇ 毎月お便りを発行していますので、ご一読ください。
(児童発達支援：にこにこ ・ 放課後等デイサービス：わくわく)
- ◇ 欠席の場合は、前日までに『ほのぼの安心安全メール』にて連絡をお願いします。
*安心安全メールの登録は、契約時にご案内します。
- ◇ 急なお休みや遅れる場合、送迎の変更等の連絡は、できるだけ早めに電話でお願いします。
- ◇ 放課後等デイサービス利用者は、毎週土曜日に翌週の下校時間をお知らせください。
各学校へのお迎えの配車調整のため、必ず連絡をお願いします。
*メールにて学校から配布される時間割表の写メを送っていただいても構いません。

• 電話番号： 97-4668

• メールアドレス： honobono@yoron.jp

(2) 保健



- ◇ 体調が少しでも悪いときは、登所の際に必ず連絡して下さい。37.5度以上の熱の際は、お迎えの連絡をしますのでお願いします。
- ◇ 発熱・下痢・流行性の病気の時は、休ませて下さい。登所停止の病気以外でも、感染性のある場合は、様子を見てお迎えをお願いすることがあります。
- ◇ 流行性の病気後登所する時は、意見書（医師記入）又は登所届（保護者記入）を提出して下さい。（様式は、ほのぼのにあります。）
- ◇ 薬は、本来保護者が与えるべきものですが、緊急止むを得ない場合は、保護者とほのぼのの側で話し合いの上、職員が保護者に代わって与えます。
この場合は万全を期するために薬品投与依頼書に必要事項を記入し、薬と一緒に職員に手渡して下さい。
薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したものに限りです。保護者の個人的な判断で持参した薬は対応できません。（薬は一回分に分けて、名前を書いて当日分のみ持たせて下さい。）
- ◇ 座薬の使用は原則として行いません。止むを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付して下さい。なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
初めて使用する座薬については対応できません。
- ◇ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、ほのぼのとしてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- ◇ 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、子どもの主治医または、囑託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要です。
- ◇ アトピー性皮膚炎・アレルギーのあるお子さんは、診断書を添えて下さい。アレルギーでなくても気になる症状のある場合は、ご相談ください。(除去食を、調理師と相談します。)
- ◇ 爪が伸びていないか、確認をお願いします。

(3) 服 装

- ◇ 持ち物・着用衣服（下着等）全てに、必ず名前を書きましょう。
- ◇ 履物は靴をお願いします。
- ◇ 衣服や靴は、本人が着脱しやすいもの、サイズの合ったものの着用をお願いします。

(4) 給食費等

- ◇ 給食費は、1食当たり次のとおりです。（学校給食費と同額）

・0～2歳児クラス： 0円	・3～5歳児クラス： 40円	・保護者（親子通園）： 240円
・小学生： 180円	・中学生 210円	・高校生： 240円



- ◇ 支払い方法

月に一度、ほのぼのより納入通知書をお渡しします。役場会計課窓口か金融機関でお支払下さい。

- 小中学校長期休業（夏・冬・春休み）中の土曜日は、弁当持参とします。

(6) その他

- ◇ 役場健康長寿課にて更新した”通所受給者証”が届きましたら毎回、必ずほのぼのへ提出して下さい。内容を確認して返却します。

注）未提出の場合、ほのぼのの利用ができなくなる場合があります。

- ◇ 感染症にかかった場合、**お友だちにうつさない**ことも大事なので**しっかり完治**させてからの登所をお願いします。（次ページ参照）
- ◇ 児童の送迎は、基本的に保護者の方で責任を持って行って下さい。但し都合により送迎できない場合、必要に応じて送迎サービスを行います。
- ◇ 家族旅行等お土産（お菓子等）は、お気持ちは、ありがたいのですが不要ですのでご遠慮させていただきます。
- ◆ 各家庭に送り届けた時、お友だちにお菓子やジュース等の提供はお断りしています。
- ◆ **玩具・金銭**は、持たせないで下さい。



6 感染症にかかった場合の登所停止期間等

(1) 第一種の感染症は治癒するまで利用停止

第一種 感染症	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）</p> <p>※ 上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。</p>
------------	---

(2) 下記の感染症は、医師記入の意見書（指定様式）を提出

※症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったと医師が判断した時。

	病 名	登所停止期間の目安
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥,新型を除く）	解熱後2日を経過するまで
	百日ぜき	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日経過まで
	結 核	感染の恐れがないと医師が認めるまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
第三種 感染症	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	感染の恐れがないと医師が認めるまで。
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	

(3) 下記の感染症は、保護者記入の登所届を提出

（※医療機関（医師）が集団生活に支障がないと判断された時。）

	病 名	登所停止期間の目安
その 他 感 染 症	溶連菌感染症	抗生物質の服用を始めて24～48時間を経過するまで
	手足口病	熱が下がり、1日以上経過して、食事が普通にとれるようになるまで。
	嘔吐下痢症（ウイルス性胃腸炎） （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）	下痢や嘔吐が治まり、普通の食事がとれ、元気なウンチが出るようになるまで。
	ヘルパンギーナ	熱が下がりのどの痛みが取れ、食欲が戻るまで。
	RSウイルス感染症	呼吸器の症状が消失し、全身状態がよくなるまで。
	突発性発疹	解熱後1日を経過し、発疹が薄くなり、全身状態がよくなるまで。

◎登所停止の必要なし

	とびひ（伝染性軟属腫）	適切な治療をすることと病変部を露出しない配慮。
	水いぼ（伝染性軟疣腫）	いぼの内容物に直接触れない限り伝染しない。多数の皮疹がある場合にはプール活動を避ける。
	アタマジラミ	登所停止は必要ないが駆除は、必要です。



1、相談する

- まずはご相談ください。”ほのぼの”の見学・体験も随時受け付けます。

他相談窓口

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 指定特定相談支援事業所（与論町社会福祉協議会内） | tel 84-3010 |
| ② 役場健康長寿課（障害福祉係） | tel 97-4992 |
| ③ 町保健センター（乳幼児健診係り等） | tel 97-5105 |
| ④ ほのぼの | tel 97-4668 |



2、支給申請

- 役場健康長寿課（障害福祉係） tel 97-4992
*支給申請をしてください。
（役場担当係りとの面談（相談））

3、サービス利用計画案の作成

- 指定特定相談支援事業所（与論町社会福祉協議会内）の相談支援専門員が、保護者や利用児と面談を行いながら、サービス利用計画案を作成します。

4、支給決定（通所受給者証の発行）

- 役場健康長寿課（障害福祉係）が計画案の受領後、利用の可否を審査します。
（利用可の場合、月の利用回数や課税状況で月額自己負担上限額を決定し、受給者証を作成します。）
- 通所受給者証を役場健康長寿課（障害福祉係）から利用申請者へ郵送します。



5、”ほのぼの”へ利用申請

- 通所受給者証を**持参**して”ほのぼの”へ利用申請を提出し、利用契約を締結してください。
利用申請時に必要な書類（ほのぼのので配布します。）

- ・スポーツ安全保険申込書（掛金を添えてください。）
【年間掛金（中学生以下…800円/人）（高校生…1850円/人）】
- ・健康診断結果情報提供の同意書
- ・学童・療育児童票
- ・児童の健康状況票
- ・生育歴票

*課税世帯者は、利用料免除申請書が追加が必要です。

6、”ほのぼの”と利用契約を締結

- ほのぼのの利用契約にあたり、重要事項説明書によりサービス内容等について説明を行います。

7、サービス利用計画の確認

- 指定特定相談支援事業所が、**サービス担当者会議**（参加者：指定特定相談支援事業所・保護者（本人）・関係機関（こども園・学校・保健センター・ほのぼの等）を開催し、サービス（支援）内容を確認し決定します。

8、個別支援計画を作成、交付

- ほのぼのがサービス利用計画と保護者との面談を基に個別支援計画を作成し、保護者に説明し同意を得て交付します。（開始日を相談し決定します。）

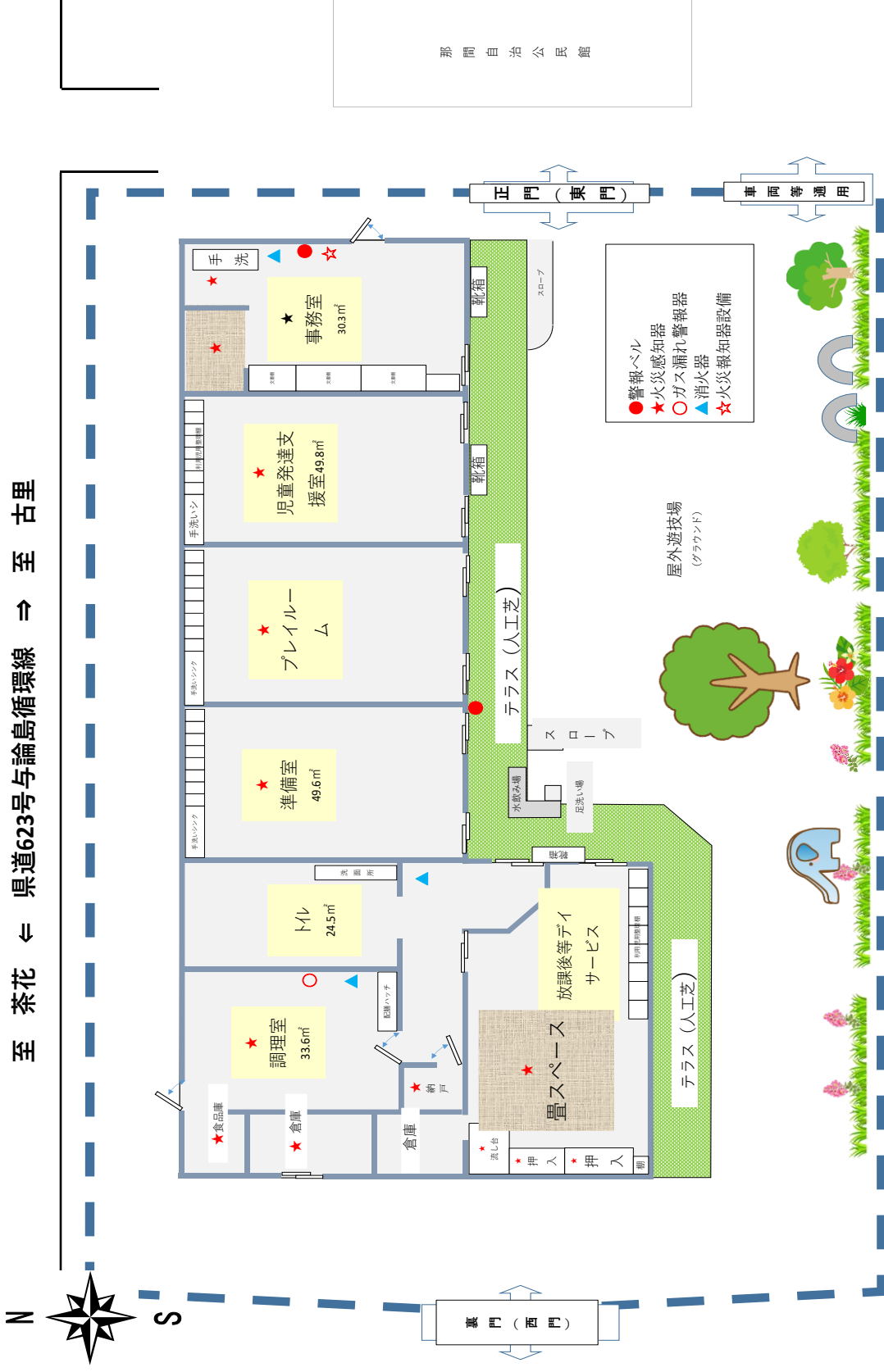


9、利用開始



ほのぼの 施設平面図

至 茶花 ← 県道623号与論島循環線 ⇒ 至 古里



那 間 自 治 公 民 館

令和7年度 避難訓練及び感染症予防訓練年間計画

月	種類	日時	発生場所	ねらい	避難場所	訓練のポイント・留意点
4	地震 (放デイ低)	4月19日(土) 13:30～	奄美近海	放送を聞いて速やかに行動する。	各部屋の机の下 →屋外遊技場	○緊張や不安を与えないように、事前に知らせる。 ○訓練の時の約束、「お・は・し・も・ち」を伝える。
5	火災 (児発)	5月14日(水) 11:00～	近隣の家	火災発生に気づき素早く子どもを避難誘導する。	那間公民館 (第一避難所)	○緊張や不安を与えないよう、紙芝居を通して事前に説明して支援者と一緒に避難させる
5	感染症予防 (職員)	5月31日(土) 10:00～	ほのぼの	感染症予防の対応を身につける。	ほのぼの	○嘔吐物処理の手順について確認し、実務訓練を行う。
6	火災 (放デイ高)	6月21日(土) 11:00～	事務室	近くにいる支援者の指示に従って行動する。	西門 (第二避難所)	○支援者は落ち着いて、はっきりとわかりやすく指示をする。
6	防災引き渡し (児発・放デイ)	6月11日(火)～6月15日(土) 児発(12:30) 放デイ(17:30)	与論全域	近くにいる支援者の指示に従って行動する。	療育室 屋外遊技場	○支援者は落ち着いて、はっきりとわかりやすく指示をする。 ○各利用日ごとに、保護者がお迎えをする際の引き渡し方法を確認する。
7	地震 (全体)	7月23日(水) 11:00～	江ヶ島沖	給食時の避難方法を知る。	各部屋の机の下 →屋外遊技場の南側	○避難経路確保のため入り口を開ける。
7	不審者対応 (放デイ)	7月29日(火) 10:00～	ほのぼの	不審者の侵入に気づき、素早く子どもを避難誘導する。	各療育室	○地震の怖さを知らせ、訓練時に指示に従うことの大切さを伝える。 ○第一発見者の通報により、連携をスムーズにとり、子ども達を安全な場所へ避難させ、不審者を取り抑える。
8	風水害 (全体)	8月6日(水) 11:00～	与論全域	津波、台風、豪雨の恐ろしさを知る。	療育室	○保護者がお迎えをする際の引き渡し方法を確認する。 ○津波・台風・豪雨の恐ろしさを紙芝居等で知らせる。
8	総合避難訓練(火災) (全体)	8月27日(水) 10:00～	給食室	消防署の指導を受け、適切な方法を知る。	那間公民館 (第一避難所)	○消防署の方に訓練を見てもらい、指導を受ける。
9	地震 (児発)	9月10日(水) 11:00～	江ヶ島沖	近くにいる支援者と一緒に避難する。	屋外遊技場の南側	○地震に気付いたら、室内では机の下等、庭にいる時は建物から離れるようにする。
10	火災 (放デイ低)	10月4日(土) 11:45～	那間公民館	放送の合図で火災の発生を知り、放送の指示を聞いて避難する。	西門 (第二避難所)	○延焼を防ぐため、窓や出入り口を閉める。
11	火災(通報訓練) (児発)	11月12日(水) 10:00～	給食室	非常ベルの合図で知らせ、支援者の所に集めて避難する。	屋外遊技場の東側	○予告なしで行い、支援者の指示を聞いて行動できるようにする。 ○通報訓練を行う。
12	地震 (放デイ高)	12月13日(土) 13:30～	沖繩近海	状況に応じて落ち着いて行動できるようにする。大地震を想定し第二次避難場所を確認。	屋外遊技場の南側 →ゲートボール場	○頭部の安全に注意して避難する。 ○第二次避難場所や、避難の仕方について確認をする。
1	地震 (児発)	1月14日(水) 11:00～	江ヶ島沖	支援者と一緒に、速やかに避難する。	各部屋の机の下 →屋外遊技場の南側	○非常時の心構えと約束を確認し、約束が守れるようにする。
2	火災・通報訓練 (放デイ高)	2月21日(土) 11:00～	給食室	支援者の指示を聞いて速やかに行動する。	那間公民館 (第一避難所)	○予告なしで行い、放送をよく聞き、指示に従って行動できるようにする。 ○通報訓練を行う。
3	火災 (児発)	3月4日(水) 11:00～	事務室	落ち着いて指示に従って行動する。	西門 (第二避難所)	○職員間で1年間の振り返りを行う。 ○子どもへの訓練での約束などを再確認する。